

# 令和元年7月玉村町教育委員会定例会議事録

日 時 令和元年7月25日(木) 午前10時30分～午前11時30分

場 所 玉村町役場3階 北会議室

日 程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 前回議事録の承認について  
第4 行事日程について  
第5 教育長報告  
第6 議事  
承認第3号 玉村町人権教育推進委員の承認について  
議案第23号 令和2年度使用教科用図書の採択について  
議案第24号 玉村町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の全部改正  
について

第7 その他

1) その他

・令和元年度幼稚園・小学校運動会、中学校体育祭の出席の割振について

出席者 (教育委員)

教 育 長	角 田 博 之
教育長職務代理者	五十嵐 英 博
教 育 委 員	齋 藤 玲 子
教 育 委 員	田 中 美 鶴
教 育 委 員	田 村 恭 一

(事務局)

学 校 教 育 課 長	高 橋 幸 伸
生 涯 学 習 課 長	宇 津 木 雅 彦

(その他のみ出席)

生徒指導係長	永 井 暁 典
--------	---------

(学校教育課職員)

書 記	重 田 勢 津 子
-----	-----------

## 教育長（角田博之）

それでは、水泳記録会のあとでお疲れのところですが、教育委員会定例会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

学校は、1学期が無事に終了いたしまして、夏休みに入っているところです。4月から7月までの間、特に大きなトラブルも事故もなく、順調に1学期間が過ごせたと思っております。これも先生方が一生懸命子供たちに指導してくださった結果かと思っております。家庭ではいろいろ計画を立てていることと思いますが、子供たちには充実した夏休みを過ごしてほしいと思っております。

中学校では総体ということで夏の大会があったわけです。結果の一覧を机上に置かせていただきました。団体では、南中男子バレーボール準優勝、女子優勝、水泳では玉中男女それぞれ2位でした。個人でも何名かいますが、県大会に出る選手には、伊勢崎佐波の代表として頑張してほしいと思っています。後ほどご覧ください。

それでは日程に入ります。

## 日程第1 議事録署名委員の指名について

### 教育長（角田博之）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、本日の議事録署名委員に齋藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## 日程第2 会期の決定について

### 教育長（角田博之）

日程第2 会期の決定について、本日の会議の会期は、本日1日限りいたします。よろしくお願いいたします。

## 日程第3 前回議事録の承認について

### 教育長（角田博之）

日程第3 前回議事録の承認について、既にお目通しいただいているかと思えます。何かございましたらお願いいたします。

### 全委員

異議なし

### 教育長（角田博之）

ご異議ございませんので、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

## 日程第4 行事日程について

### 教育長（角田博之）

続きまして、日程第4 行事日程について、両課長からお願いいたします。

**学校教育課長（高橋幸伸）**

令和元年8、9月行事予定表に基づき報告

**生涯学習課長（宇津木雅彦）**

令和元年8、9月行事予定表に基づき報告

**教育長（角田博之）**

何かご質問はありますか。

8月11日から17日まで学校閉鎖期間となっています。子供たちも休み、先生方も休んでいただき、中学校の部活動等もなしです。よろしくお願いたします。

**日程第5 教育長報告****教育長（角田博之）**

本日は、ここでの報告はありません。

**日程第6 議事****承認第3号 玉村町人権教育推進委員の承認について****教育長（角田博之）**

承認第3号「玉村町人権教育推進委員の承認について」お願いたします。

**生涯学習課長（宇津木雅彦）**

議案に基づき提案説明

社会福祉協議会長を充て職で人権教育推進委員に委嘱していますが、令和元年6月24日付で前目崎会長から桐渕さんに会長が交代になりましたので、新会長を人権教育推進委員に委嘱いたしました。承認をお願いたします。

**教育長（角田博之）**

会長交代ということで、新しく会長になられた桐渕さんに委嘱したということです。ご承認していただけますでしょうか。

**全委員**

異議なし

**教育長（角田博之）**

ご異議ございませんので、承認第3号「玉村町人権教育推進委員の承認について」を承認いたします。ありがとうございます。

## 議案第23号 令和2年度使用教科用図書の採択について

### 教育長（角田博之）

議案に入ります。

議案第23号「令和2年度使用教科用図書の採択について」お願いいたします。

### 学校教育課長（高橋幸伸）

議案に基づき提案説明

7月9日、群馬県中毛第二地区教科用図書採択協議会において、別表のとおり各教科の教科書を選定いたしました。

教科書は、4年間同じ教科書会社の教科書を使用することになっています。来年度小学校で新しい会社の教科書を使用することになります。調査委員会を開いて中毛第二地区協議会、伊勢崎市と玉村町ですが、そこで新たな教科書を選定いたしました。中学校については、来年度は今年度と同じ教科書を使用することになっています。

今年度選定された教科書をこちらにご用意いたしましたので、手に取ってご覧いただければと思います。

### 教育長（角田博之）

最初に、採択について何かご質問等ございますか。

### 全委員

異議なし

### 教育長（角田博之）

それでは、お時間を取りますので、実際に教科書をご覧ください。

### 全委員

教科書閲覧

### 教育長（角田博之）

では、実際に手に取っていただき採択された教科書をご覧ください。いかがでしょうか。承認していただけますでしょうか。

### 全委員

異議なし

### 教育長（角田博之）

ありがとうございます。ご異議ございませんので、議案第23号「令和2年度使用教科用図書の採択について」を承認いたします。

## 議案第24号 玉村町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の全部改正について

### 教育長（角田博之）

議案第24号「玉村町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の全部改正について」お願い

いたします。

### **学校教育課長（高橋幸伸）**

議案に基づき提案説明

9頁の通学区域ですが、地番の分筆の関係でこの規則の地番と合っていないところがありました。それを現状に合わせて改めようというのがひとつの目的です。それに合わせて、文言を整えようということで規則を見直しました。規則には、「見出し」というものが本来はあるわけですが、今までの規則はこの「見出し」がありませんでした。例えば、9頁の（目的）、（通学区域）というように、この条には何が書かれているかという「見出し」をつけました。

また、いろいろな事情で指定された学校以外の学校に通う場合の申請書ですが、これまでの規則は申請書しか決めていなかったのですが、出された申請書に対して許可書を出すということで新たに許可通知書を様式に決めました。

そして、これまでは取扱いの内規として、規則のほかに許可基準というものを別に定めていたのですが、これを規則に入れこれまでの内規は廃止しました。以上です。

### **教育長（角田博之）**

実際に通学区域を変更するというのではなく、番地の関係で整理したということです。また、この改正に伴い、その他の文言等整理し新たに様式を定めたということ、別に定めていた内規を廃止し規則に必要な内容は規則に載せたということ、改正がたくさんあるため、全部改正ということです。

何かご質問等ございますか。

### **教育委員（田村恭一）**

指定学校変更許可申請書の文章の中に、「通学に関する事故等は、保護者が全て責任を持ちます。」とありますが、これはどういう意味ですか。

### **学校教育課長（高橋幸伸）**

本来であれば、通学路を通り学校に通うわけですが、指定学校以外の学校に通うということは、通学路ではないところを通ってくるわけですので、親が責任を持って送ってくださいということです。

### **教育委員（田村恭一）**

実際問題として、指定学校変更というのはあるわけですか。

### **学校教育課長（高橋幸伸）**

学期の途中で引っ越したけれども、その学期が終わるまで今通っている学校にそのまま通いたいというような申請や、中学校3年生なので転居はしましたが卒業するまで今までの学校に通いたい等の申請があります。

### **庶務係長（重田勢津子）**

玉小区のアパートに住んでいた家庭が、南小区に家を新築し転居したが学期の途中のためその学期が終わるまで玉小に通いたいというような例です。年間10件くらい申請があります。

### **教育長職務代理者（五十嵐英博）**

玉村町の中での変更が、指定学校変更ですね。

### **学校教育課長（高橋幸伸）**

町内の学校を変えるという場合は指定学校変更となります。市町村をまたぐ場合が区域外就学となり、教育委員会とおしの協議となります。

### **教育長（角田博之）**

よろしいでしょうか。他にご質問等ないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

### **全委員**

異議なし

### **教育長（角田博之）**

ご異議ございませんので、議案第24号「玉村町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の全部改正について」を承認いたします。ありがとうございました。

## **日程第7 その他**

### **1) 令和元年度小学校・幼稚園運動会、中学校体育祭の割り振りについて**

割り振り決定

### **2) 「玉村町子供議会」の開催について**

### **教育長（角田博之）**

だいぶ先のことですが、12月に「玉村町子供議会」を予定しています。担当から説明いたします。

### **生徒指導係長（永井暁典）**

それでは、私から「玉村町子供議会」について、説明をさせていただきます。

「目的」としましては、「玉村町子供議会を通して、次世代を担う子供たちが玉村町の将来について考え、質問や提案することで、まちづくりへの関心を高めるとともに町政への参画意識を醸成する。また、子供の視点から見た玉村町の課題及び意見などについて、今後の施策等の参考とする。」ということです。

日時は、令和元年12月25日です。午後2時から開催予定で、前半と後半に分け、8人ずつ一般質問し4時半終了予定です。議員の人数は16名、小学生は各学校より2名、中学校は各学校3名で男女率を考慮して決めます。

質問要旨ですが、「子供議員は、“住民の夢を叶えるために、よりよい玉村町を目指して”をスローガンに、産業、環境、福祉、教育・文化、安全・安心、都市計画、その他まちづくりの分野から、11月18日までに質問要旨を作成していただきます。

子供議会開催までの日程ですが、本日、教育委員の皆様にご説明させていただき、8月には庁議、校園長会議で説明、9月には全員協議会で説明、そして各小中学校に説明し子供議員の選出を依頼し子供議会事前研修会を開催する、質問要旨の作成をするということになります。具体的には子供議員には、10月16日に最初の事前研修会、12月には実際の12月議会を見学する、そして3回目の研修で実際に議場で質問の練習をする、そして当日リハーサルという予定です。

質問につきましては、選出された児童生徒の意見だけにならないよう、学校やクラスで意見を吸

い上げ、学校でも活かせるようにするというふうに考えています。

また、子供議会の進め方ですが、議長・副議長選出します。各中学校から議長・副議長を1名ずつ選出します。質問及び答弁は1人あたり7分程度とします。答弁は、各担当課長が行います。服装は、小学生が私服、中学生が制服です。

### **教育長（角田博之）**

町政施行60周年記念事業ということで、2年前に子供議会をやりました。今年度また開催しようということで計画しているところです。

先ほども説明がありましたが、各学校から選ばれた子供個人の意見にならないように、学校としてこういうことを質問しようということが大事かと思えます。子供議会をやるということ自体が目的ではなく、それを開催するまでの過程が大事なことかと思えます。今の小学生、中学生がどんなことを考えているのか、どんなことを質問しようとしているのか、吸い上げてもらいやっていくことが主権者教育に結び付くのかと思えます。6月議会では、主権者教育について一般質問がありました。

### **教育長職務代理人（五十嵐英博）**

子供たちに考えを言わせるだけではなく、実際に町もそれなりに子供たちの意見を酌んだ施策なり行政に反映させることができれば、自分たちの意見を酌んでくれたということとで実績にもなるし主権者教育になるのかと思えます。

### **教育長（角田博之）**

おっしゃるとおりで、そのへんは、町長、議長にもお話ししておきたいと思えます。伊香保の石段のひな人形も、子供たちの意見を取り入れたものだそうです。他にご意見等ありますか。

### **全委員**

異議なし

### **教育長（角田博之）**

それでは、子供議会につきましてはこのような形で進めさせていただきます。他に、教育委員の皆さんから何かありますか。

### **教育委員（田村恭一）**

人権教育推進委員は具体的にどのような仕事をするのですか。

### **生涯学習課長（宇津木雅彦）**

同和問題から始まり、LGBT、ハンセン病などいわれのない差別について、研修会、講演会等の活動をしています。機会を設けて皆さんと勉強し、正しい知識を得てそれ推進していただくことが大切だと考えています。

### **教育長（角田博之）**

他に、ご意見等ございますか。

特にないようですので、以上で令和元年7月定例会を終了します。